

原発避難者特例法を受けての菰野町での行政サービス

【特例事務関係】

平成24年1月1日現在

事業名	事業内容	担当課	問い合わせ先 電話番号
予防接種に関する事務	予防接種法に基づく定期の予防接種(DPT、BCG、ポリオ、麻しん・風しん、日本脳炎、DT)について、法律で定める年齢の範囲内において無料で接種することができます。接種前に必ず担当課にお問合せください。	こども家庭課	059-391-1124
	65歳以上の方の感染症予防として、インフルエンザの個人の発病・重症化予防及び集団予防を図る目的で、インフルエンザワクチン接種を予防接種法に基づき実施します。	健康福祉課	059-391-1126
児童扶養手当に関する事務	父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童(18歳に達する日以後の3月31日まで)を養育している家庭(ひとり親家庭)等の生活安定と自立のための手当制度。所得制限があります。	こども家庭課	059-391-1124
保育の実施に関する事務	父母の就労等により、家庭での保育ができない就学前の児童の保育園入園申し込み受付、及び入園決定等を行います。	こども家庭課	059-391-1124
乳幼児、妊産婦等への健康診査、保健指導に関する事務	母子手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等の母子保健サービスについて利用されたい場合には子ども家庭課までお問い合わせ下さい。	こども家庭課	059-391-1124
特別児童扶養手当等に関する事務	身体や精神に一定以上の障がいのある20歳未満の児童の福祉の増進のための手当制度。所得制限があります。	こども家庭課	059-391-1124
障害者、障害児への介護給付等の支給決定に関する事務	サービスの利用意向、介護の状況等を聴き取り、障害福祉サービスの内容・支給期間を決定します。 障がい児については、同様に子ども家庭課が担当します。	こども家庭課	059-391-1124
	障がい者の介護給付等の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、障がい者の心身の状況、社会活動や介護者・居住等の状況、サービスの利用意向、訓練・就労に関する評価を把握した上で、支給決定を行います。介護給付・訓練等給付を利用する場合、障害程度区分の認定調査が必要になります。	健康福祉課	059-391-1123
養護老人ホーム等への入所措置に関する事務	生活環境などにより、在宅生活が困難な方を対象に養護老人ホームへの入所等の老人福祉施設入所措置事業を実施します。	健康福祉課	059-391-1125
介護予防等のための地域支援事業に関する事務	介護保険で非該当と認定された方や、生活機能の低下が心配され、介護が必要となるおそれのある高齢者に対して介護予防プログラムを実施、また、一般の高齢者にも健康づくり事業などを実施します。	健康福祉課	059-391-1125
要介護認定等に関する事務	介護サービスを利用するためには「要介護認定」の申請をすることが必要で、訪問調査、主治医の意見書、一次判定(コンピュータ判定)、二次判定(介護認定審査会)を経て、認定結果に応じた介護保険などのサービスの利用ができます。	健康福祉課	059-391-1125

児童生徒の就学等に関する事務	次年度小学校入学予定者の健康診断を行います。 特別支援学校及び学級への転入学、特別支援教育就学奨励費に関する事務を行います。 児童生徒の入学、卒業、転学等の学籍事務を行います。	学校教育課	059-391-1155
義務教育段階の就学援助に関する事務	経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費、通学用品費、学校給食費、校外活動費等就学に要する費用を援助します。	学校教育課	059-391-1155

【その他の事務】

事業名	事業内容	担当課	問い合わせ先電話番号
防災行政無線個別受信機の配布	防災行政無線戸別受信機を、町内に居住する方の世帯(戸)に、1世帯(戸)1台を原則に設置します。また、その他町長が必要と認めたものにも設置します。戸別受信機を設置を希望する人は、戸別受信機設置申請書を提出して下さい。	総務課	059-391-1100
障害児(者)に対する福祉サービス	自立支援法の自立支援給付以外に、日中活動の場として「地域活動支援センター運営事業」「日中一時支援事業」や、外出・余暇活動のための支援を行う「移動支援事業」、施設や自宅の浴槽での入浴が困難な方へ「在宅身体障害者訪問入浴サービス事業」を実施しています。また、「在宅精神障害者支援事業」では、地域の中で当事者の方が気軽に集まれる場を設けています。その他、聴こえに障害のある方への情報保障として「手話通訳者派遣事業」「要約筆記奉仕員派遣事業」を実施しています。	健康福祉課	059-391-1123
高齢者に対する、福祉サービス	一定条件を満たす高齢者に、家事、相談・助言を行う「在宅高齢者生活援助員派遣事業」、日曜・年末年始を除いて昼食と夕食を提供する「ひとり暮らし老人等配食サービス事業」を実施しています。 また、高齢者やその家族に対して、通所や訪問により介護予防事業を行う「地域支援事業」や、各地区で申し込みの受付から運営まで行われている「サテライト型デイサービス事業」があります。	健康福祉課	059-391-1123
障害児(者)、高齢者に対する、用具の給付	在宅の障害者や援護が必要な一人暮らし高齢者に対しては「重度障害者(児)日常生活用具給付事業」、「老人日常生活用具給付等事業」、これらの事業の対象とならない在宅の難病の方に対しては「難病患者等日常生活用具給付事業」を実施しています。 「ねたきり老人等及び重度心身障害者(児)おむつ給付事業」では、在宅の方を対象に1ヶ月7500円分のおむつ券を給付しています。 一人暮らし高齢者の緊急時の連絡手段の確保や安否確認を目的に「老人用緊急通報装置貸与事業」を実施しています。	健康福祉課	059-391-1123

障害児(者)に対する、助成事業	いずれも10万円を上限に、自動車のハンドルやアクセル・ブレーキの改造が必要な方に「身体障害者自動車改造助成事業」、これから運転免許を取得される方に「菺野町身体障害者自動車操作訓練助成事業」があります。また、ガソリン代として「菺野町重度障害者自動車燃料費用助成事業」、タクシー料金の初乗り分を「菺野町タクシー料金助成事業」で助成しています。これらの事業は等級などの規定があり、事前に申請が必要です。	健康福祉課	059-391-1123
子育て支援センター(けやき内)の利用	けやきの2階にある子育て支援センターは、おもちゃ図書館等があり、0歳児から就学前の子どもと保護者が、安全に楽しく遊べるスペースがあります。保育士が随時、子育ての相談も行います。	こども家庭課	059-391-1124
病後児保育サービス(満1歳～小学3年生)	保育所等に通所している児童が病気の回復期であり、集団保育が困難で、家庭でも保育することができないよきに一時的に児童を預かるサービスです。聖マリア子ども園に事前登録が必要です。	こども家庭課	059-391-1124
心身障害者、一人親家庭、乳幼児等の医療費の一部を助成	<p>医療機関等の窓口で支払った医療費(保険適用分のみ)が助成される制度です。ただし、所得制限があります。</p> <p>対象となる方</p> <p>乳幼児等</p> <p>小学校就学前の乳幼児・入院及び外来医療費</p> <p>小・中学生・入院医療費のみ</p> <p>一人親家庭等</p> <p>20歳未満の子を扶養している一人親家庭の母又は父とその子</p> <p>父母のいない20歳未満の子</p> <p>いずれも入院及び外来医療費</p> <p>就学中の場合は20歳の年度末まで延長</p> <p>心身障害者</p> <p>身体障害者手帳の1級から4級の保持者、療育手帳のA1・A2・B1の保持者又は知能指数が50以下と判断された場合・入院及び外来医療費</p> <p>精神障害者保健福祉手帳1級の保持者・外来医療費のみ</p>	住民課	059-391-1121
奨学金貸付	経済的な理由で、高校・高専・専修学校(高等課程・専門課程)・特別支援学校(高等部)・大学・短大に進学することが困難な方を対象に、無利息でそのための資金をお貸しする制度です。	学校教育課	059-391-1155